

◎所得税・町県民税の申告についてのお知らせです

マイナンバーの記載が必要!

申告期間

平成29年2月16日(木)
～平成29年3月15日(水)

平成28年分の所得税及び住民税等に係る申告の受付は、平成29年2月16日から平成29年3月15日まで(土日祝日は除く)役場本庁舎と西庁舎の2会場でを行います。

マイナンバー(個人番号)については、平成27年10月から通知され、平成28年1月からは順次運用が開始されているところですが、平成29年1月からは申告書にも、マイナンバーの記載が義務付けられました。

そのため、申告を行う際にはマイナンバーカードの提示、もしくは通知カード又はマイナンバーが記載された住民票と運転免許証や被保険者証などの身元確認書類の提示もお願いする事になりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

町民課 55-2314

お知らせ 税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続などには

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です!

本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
ご本人のマイナンバーを確認できる書類 ● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうちいずれか1つ	記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 在留カード などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。
 ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。
 ホームページ https://www.jpki.go.jp/prepare/readet_writer.html

身近に感じるマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。
 ホームページ <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

マイナンバーカードって?

マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完了できます!	平成29年7月から始まる「マイポータル」にログインできます!	住民票の写しや印鑑証明書をコンビニで取得できます!
------------------------------	--------------------------------	---------------------------

※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 住民票の所在地(市町村)によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房・内閣府・国税庁